

あなたも里親になりませんか

～家庭で生活することができない子どもたちが、里親を必要としています～

子どもは、親から愛され、大切に育てられることによって、心も身体も健康に成長していきます。しかし、親の病気や虐待などさまざまな理由により、家庭で親と一緒に生活できない子どもたちがいます。そのような子どもたちを、自らの家庭で愛情と誠意を持って養育してくださる方を「里親」と言います。

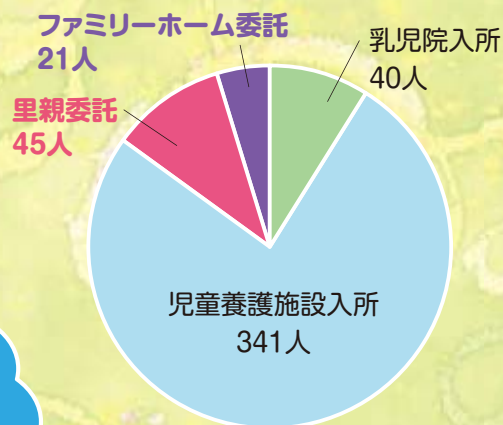
県では、里親・ファミリーホームに委託される児童をもっと増やしていくため、「一小学校区に一里親家庭」を目標に、里親を増やしていきたいと考えています。短期(数ヶ月程度)の委託を希望する里親も募集しています。ぜひ皆さんのお力をお貸ください。

私には、「ただいま」というと、「お帰り」と言ってくれる人がいる。

私には、私のことを心配してくれる人がいる。

僕には、帰れる家がある。

僕には、一緒にご飯を食ったり、学校での話を聞いてくれる人がいる。



群馬県の要保護児童の状況

(平成26年3月31日現在)

～里親さん、ファミリーホームさんからのメッセージ～



- 子育てをしたくて里親登録をしました。里親の研修などでは悩み事をお互いに相談する事が出来て、とても助かっています。里親になって、子どもと出会えたことを感謝しております。(里親Aさん)
- 現在、6人の子ども達と365日24時間一緒に暮らしています。日々様々な出来事に笑ったり、泣いたり、怒ったり、毎日楽しく生活を送っております。(ファミリーホームBさん)

※ファミリーホームとは、6人までの児童を家庭で養育する里親型グループホームです。

里親になるには？

1 児童相談所に相談

相談は随時受け付けていますので、お問い合わせください。

3 児童相談所が家庭訪問等の調査

児童相談所職員が、御自宅を訪問して、家庭状況等を確認させていただきます。

5 認定・登録に必要な研修を受講

講義、施設での養育実習を受講していただきます。

2 必要な申請書類を児童相談所に提出

里親制度について御理解をいただいた上で、申請書等を提出していただきます。

4 社会福祉審議会に諮問

県が里親登録について、社会福祉審議会の意見を聞きます。(適当と認められた方に研修を受講していただきます。)

6 県が里親認定・登録

里親の種類は？

養育里親

親が育てることができない、または、親がいない子どもを養育する里親です。親が育てられない期間だけ養育する場合があります。

養子縁組里親

養子縁組を前提に子どもを養育する里親です。

※他に、専門里親と親族里親があります。



養育費は？

児童相談所から、子どもの養育をお願いしている期間は、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが、子どもの年齢や人数に応じて、公費により支払われます。

お問い合わせ先

中央児童相談所

所管地域：前橋市、伊勢崎市、佐波郡
住 所：〒379-2166
前橋市野中町360-1
T E L：027-261-1000
F A X：027-261-7333

中央児童相談所北部支所

所管地域：沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡
住 所：〒377-0027 渋川市金井394
(渋川保健福祉事務所内)
T E L：0279-20-1010
F A X：0279-22-2277

西部児童相談所

所管地域：高崎市、藤岡市、富岡市、
安中市、多野郡、甘楽郡
住 所：〒370-0829 高崎市高松町6
T E L：027-322-2498
F A X：027-322-5602

東部児童相談所

所管地域：桐生市、太田市、館林市、
みどり市、邑楽郡
住 所：〒373-0033 太田市西本町41-34
T E L：0276-31-3721
F A X：0276-32-3648